

辛未十月五日 外務省 外務卿 副島 種彦
佛國代理 後コントデチエレスに 應接 目録

平井少記 系レ之通辨

一 訴訟 事

一 燈明 系支記 事

一 通辨 系支記 事 以 案 考 譯 文

添 當 事

一 宋 國 人 運 上 取 事 履 中 事

一 明 後 寺 外 務 卿 宅 佛 公 使 招 之

事

辛未十月五日 於外務省^{副島}外務々副島種彦
佛國代理公使コントデナエレンスに應接
記

握手禮事

一 佛國に書面にて最に去勢を致す

一 最に強し一 佛國に調方中付す

一 各箇に佛國に此等難事と有る事

時。若し其内、永く其本居に在る事

其旨より、事漏れ其積り多し一 夜

一 通言に多し一 其各難事、其本居に在る

急事、其調方官不遠、此等片付可なり

一 佛より出、佛國に其旨を傳へ

如く傳へ、其旨を傳へ、其旨を傳へ

一 其旨を傳へ、其旨を傳へ、其旨を傳へ

一 仙臺は信の所領ありて東ノ馬ノ東ノ
子波ノ産ありて信ノ少子多ク其子多ク
申ル

一 信野と市人ハ所存ニ其裁

一 肥前ノ信野ノ末子其子ニ工部省ノ初
居ル

一 燈明臺ノ役人ニ其

一 惣ノハ所居ル其人ハ官負ニ其子ハ所方
ニ居ル

一 信野ノ邊にありて其子ニ燈明臺ニ
ブロンソンニ支配ニ其子ニ其子ニ其子
ノ教ありて其子ニ其子ニ其子ニ其子
とブロンソンノ邊にありて其子ニ其子

速に其美存ブロンソン人、支配を彼
邦より不能と為れ

既ニベニハ能日本人、軍事教授

一日本、の口為を其邦に在る一は、ブ
ロ

ントンも外国人、非作ハ其邦と云、案

知る速ハ其邦に在る、能明意、其

佛人が支配し、其邦も英人が支配し

一方、片方、其邦も其邦に在る、其

支配、其邦も其邦に在る、其邦に在る

ブロンソン、佛國、其邦に在る、其邦に在る

支配、其邦も其邦に在る、其邦に在る

一、其邦を其邦に在る、其邦に在る、其邦に在る

申す

一、其邦に在る、其邦に在る、其邦に在る

一昨日少彦越之訴詔有り當我處之者
掛之者少面聽以多一高類之

此村尾橋中流書取を待出
不分明處之少令見

一如此不捨宜調長我

一少控至あく急と少調事取長難と

有れ少控之儀も少令申を彩方と
魁後掛取少控之彼我

一通つ所之條ジブスケを少採用も氣難得
皆之違ひ當我留譯文を不流書者
當上少控以多一初れ且通來ハ日本
佛語を學ひ其の深山有る其也付

古き古き支も有之留置存れ

一通釋之との古き支も有之留置存れ
宣れ

一佛ハ英より用向少一有日中人佛語
を學ぶとの英より少一且熟きと致
して用向多く、本邦ハ自然佛語
熟達とのも多分、本邦ハ東京

横濱ホハ随分佛語を能くしとの
有之留置存れ、本邦ホハ人にも
之也

一倭本利ハ後館ニある中急を如何比との
私古連、其事者之有可也佛語
本邦少存れ

一史者私存存れ可之、本邦有語と傳

とを能く其の事を知る事
其人少くは

一 誰もおぼろげに

一 米國より運出する所を支配する者なる

と云ふ証書あり

一 支配するといふ事を知りて

一 調一方致しある

一 近來如何しと外國人を雇ふ事多し

其の在りては多しなりと云ふ証書あり

未だ多しなり

一 軍上より米人の運入は自然自國

事如命と云ふ理を以て其の佛

人を入里候事あり日知人の十分運上事

之事在上子、按智別、他國人を全
るに及ぶと云ふ

一、此の正誤、其の

一、多分、明後、其の

一、盤、何、不、盤、其、明、後、夕、担、定、其、

乃、兼、有、之、云、云

一、何、字、云、云

一、四、字、云、云

一、承、知、難、有、云、云

有、耳、一